

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、下記のとおり規則の一部改正を行う。

記

1 改正内容

(1) 有害薬品取扱手当

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行による学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正等に伴う学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（教育職員の職名を列記する部分に「主務教諭」を追加する。）を受け、有害な農薬の散布に従事する場合の本手当の支給範囲として列挙する教育職員の職名を次のように改正する。

改正案	現行
都立の高等学校の農業に関する学科又は東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、 <u>主務教諭</u> 、教諭又は実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したとき。	都立の高等学校の農業に関する学科又は東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、教諭又は実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したとき。

(2) 教員特殊業務手当

教員特殊業務のうち部活動指導業務に係る手当について、義務教育費国庫負担金における算定額が引き上げられることに伴い、東京都における部活動指導業務に係る手当額を次のように改正する。

改正案	現行
4,300円	3,000円

2 施行期日

令和8年4月1日

〔 <経過措置>  
施行日前に現行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった本手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。 〕

3 その他

- (1) 有害薬品取扱手当の改正については、令和8年都議会第1回定例会において学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が可決された場合に確定する。
- (2) 本案決定後、人事委員会に承認申請するとともに、知事に公報登載を依頼する。

第十五号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和八年二月十九日

東京都教育委員会

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 10の部(2)の項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同表 13の部(4)の項中「三千円」を「四千三百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部改正に伴い、有害薬品取扱手当に関する支給範囲として列挙する職名に「主務教諭」を追加する。また、教員特殊業務手当のうち部活動指導業務に係る手当に関する額を改める必要がある。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号） 新旧対照表（抄）

改正案					現行				
第一条から第四条まで 別表第一（第二条関係） （現行のとおり）					第一条から第四条まで 別表第一（第二条関係） （略）				
11及び12	10	9	1から9まで	手当番号	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	種類	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（現行のとおり）	（略）	（略）	（略）	支給範囲	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（現行のとおり）	（略）	（略）	（略）	手当額	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（現行のとおり）	（略）	（略）	（略）	摘要	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二 (現行のとおり)	17 まで	14 から	13
	り の と お	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)
		(現 行 の と お り)	(1) から (3) まで (現 行 の と お り)
	と お り	(現 行 の と お り)	(4) (現 行 の と お り)
	と お り	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)
別表第二 (略)	17 まで	14 から	13
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(1) から (3) まで (略)
	(略)	(略)	(4) (略)
	(略)	(略)	(略)